

信用取引の契約締結前交付書面 (野村ネット&コール用)

この書面は、野村ネット&コールにおける信用取引に関するリスクや留意点を記載しており、金融商品取引法第37条の3の規定によってお渡しするものです。
あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお問合せください。

- 信用取引は、お客様に一定の保証金(委託保証金)を当社に差し入れていただき、金融商品取引所に上場されている株券、投資信託、優先出資証券、投資証券等(以下、「株券等」といいます)について、売付けに必要な株券等や買付けに必要な資金を当社からお客様にお貸して売買を行っていただく取引です。
- 信用取引には、「制度信用取引」と「一般信用取引」の2種類があります。この2つの信用取引の間には、利用できる銘柄の範囲や返済の期限等について異なる制約がありますので、ご注意ください。
- 信用取引は、お客様の差し入れた資金に比べて大きな利益が期待できますが、その一方で価格の変動が予想と違った場合には、損失も大きくなります。従って、その仕組みをよく知り、お客様自身の判断と責任において信用取引を行うよう、お願いいたします。

手数料など諸費用について

- ・ 野村ネット&コールにおいて信用取引を行うにあたっては、「野村ネット&コール 信用取引ルール(3.手数料 (1)取引手数料(税込)、(2)信用取引にかかる諸費用)」(別紙)に記した取引手数料、管理費及び名義書換料等をいただきます。
- ・ 信用取引の買付けの場合、買付け代金に対する金利をお支払いいただきます。また、売付けの場合、売付け株券等に対する貸株料及び品貸料をいただきます。

委託保証金について

- ・ 信用取引を行うにあたっては、「野村ネット&コール 信用取引ルール(8.委託保証金)」(別紙)に記した委託保証金(有価証券により代用することが可能です)を担保として差し入れていただきます。
- ・ 委託保証金は、新規建時の建玉代金の33%以上で、かつ30万円以上の額が必要です。また、有価証券により代用する場合の有価証券の種類、代用価格等は、「野村ネット&コール 信用取引ルール(8.委託保証金)」に定めるところによります。

信用取引のリスクについて(兼、金融商品販売法に係る重要事項)

信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性を有しています。従って、信用取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。

- ・ 株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等(以下、「裏付け資産」※¹といいます)の価格や評価額の変動に伴い、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、その損失の額が、差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- ・ 信用取引の対象となっている株式等又はその裏付けとなっている有価証券の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、その損失の額が、差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- ・ 信用取引により売買した株券等のその後の値動きにより計算上の損失が生じたり、代用有価証券の価格が値下がりすること等によって、委託保証金の現在価値が総建玉代金の30%未満または30万円未満となった場合には、不足額を所定の期日までに当社に差し入れていただく必要があります。
- ・ 所定の期日までに委託保証金又はその不足額を差し入れない場合や、信用取引口座設定約諾書(以下、「約諾書」といいます)におけるその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉(信用取引のうち決済が終了していないもの)の一部又は全部を決済(反対売買または現引・現渡)される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うことになります。
- ・ 信用取引の利用が過度であると金融商品取引所が認める場合には、委託保証金率の引上げ、信用取引の制限または禁止の措置等をとることがあります。(['日々公表銘柄』の指定等に関するガイドライン)(別紙)及び「信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等に関するガイドライン」(別紙)参照)

このように信用取引は、お客様の差し入れた資金に比べて大きな利益が期待できる反面、価格の変動が予想と違った場合には、損失も大きくなります。従って、信用取引を利用するときは、その仕組みをよく知り、お客様自身の判断と責任において行うようお願いいたします。

※1裏付け資産が、投資信託、投資証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

信用取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ 信用取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

信用取引の仕組みについて

野村ネット&コールにおける信用取引ルールの詳細については、「野村ネット&コール 信用取引ルール」(別紙)にてその内容を必ずご確認ください。

○ 制度信用取引

- ・ 制度信用取引とは、金融商品取引所に上場している株券等を対象とし、品貸料及び返済期限等が金融商品取引所の規則により決定されている信用取引です。また、制度信用取引によって行った売買の決済のために、当社は証券金融会社から売付株券等及び買付代金を金融商品取引所の決済機構を通じて借り入れること(貸借取引)ができます。
- ・ 制度信用取引ができる銘柄は、株券等のうち、金融商品取引所が決めた銘柄(制度信用銘柄)に限られます(野村ネット&コールの信用取引では、取扱銘柄に制限を設けることがあります)。なお、制度信用銘柄を対象とした買付けであれば、貸借取引により当社が買付代金を借り入れることは原則として可能ですが、売付株券等を借り入れることができるのは、制度信用銘柄のうち、金融商品取引所が決めた銘柄(貸借銘柄)に限られます。
- ・ 制度信用取引の返済期限は6か月と決められており、6か月を超えて制度信用取引を継続することはできません。なお、制度信用取引を継続することが適当でないと認められるときには、制度信用取引の返済期限(6か月)の定めにかかわらず、金融商品取引所により返済期限の変更(返済期限の繰上げ)が行われることがありますので、ご注意ください。
- ・ 制度信用取引における貸付金の金利および貸付株券等の貸株料については、当社が定める料率を一律に適用します※¹。また、金利、貸株料は、金利情勢等によって変動する場合がありますので、当社にご確認ください。

また、貸借銘柄について、証券金融会社において株不足(貸借取引残高において貸株数が融資株数を上回った状態)が生じ、この株券等を調達するための費用がかかった場合には、売り方は品貸料(いわゆる逆日歩)を支払い、買い方はこれを受け取ることとなりますが、品貸料は、その時々の株券調達状況等に基づき決定されることとなります※¹。

- ・ 制度信用取引について売り方のお客様からお支払いいただく貸株料は、品貸料とは異なり、買い方のお客様がこれを受け取るものではありません。

なお、貸株料等の信用取引に係るコストについては、野村ネット&コールのウェブサイトにてご確認ください。

- ・ 制度信用取引によって売買している株券等が、株式分割による株式を受ける権利又は株主に対する新株予約権等が付与されたことにより権利落ちとなったときは、金融商品取引所が定める方法によりこ

これらの権利の処理を行うことで、売り方・買い方双方の不公平をなくします。(注)ただし、株式分割の場合の権利の処理は、次のとおり、分割比率によってその方法が異なります。

⇒売買単位の整数倍の新株式が割り当てられる株式分割の場合(分割比率 1:2 等)

株式分割の分割比率に応じて、制度信用取引の売付け又は買付けの数量を増加し、売買値(約定値段)を減額します。

⇒上記以外の株式分割の場合(分割比率 1:1.5 等)

金融商品取引所が定める権利処理価格の分を最初の売買値(約定値段)より引き下げます。また、配当金相当額については、その株式の配当金が確定したあと(通常、配当落ちの約3か月後)、配当落調整額を買い方は受け取り、売り方は支払うことになります。

(注) 制度信用取引では、お客様が買い付けた株券等は、担保として金融商品取引業者に留保され、さらに、貸借取引を利用した場合には証券金融会社に留保されます。当該株券等に株式分割による株式を受ける権利又は株主に対する新株予約権等の権利が付与された場合、当該権利の行使をお客様が直接行うことができないため、上記のように金融商品取引所が制度信用取引の権利の処理についてルールを定めています。

なお、制度信用取引を行っている銘柄にこれらの権利が付与された場合でも、①事実上譲渡が禁止されるなど権利の引渡しができない場合、②権利行使を特定の条件に合致する株主のみに限定している場合など、譲渡性及び換金可能性、権利の行使に付された条件等を勘案して権利の処理を行うことが事実上不可能となりますので、当該権利の処理を行わない場合があります。また、権利の価値が事実上無価値又は無価値に等しい場合には権利処理を行う必要性がないと言えます。

- ・証券金融会社は、貸借銘柄について、株券等の調達が困難となるおそれが生じた場合には、貸株利用につき注意を喚起することがあります。また、株券等の調達が困難となった場合には、貸株利用の制限又は停止の措置を行うことがあります。この場合には、制度信用取引による新規の売付けや、買付けた銘柄の売却・現引きによる返済ができないことがあったり、制約されたりすることがあります。

○ 一般信用取引

- ・一般信用取引とは、金融商品取引所に上場している株券等を対象としますが、品貸料、返済期限等は、お客様と当社との間で自由に決定することができる信用取引です。しかし、一般信用取引によって行った売買の決済のために、貸借取引を利用することはできません。
- ・一般信用取引ができる銘柄は、株券等であれば、上場廃止基準に該当した銘柄及び当社が独自に取引を制限している銘柄を除いたものとなります。なお、金融商品取引所が売買状況等により、特定の銘柄について一般信用取引の利用を禁止する場合があります。
- ・一般信用取引における貸株料、品貸料、返済期限及び金利は、その時々金利情勢、株券調達状況等に基づき、お客様と当社との合意によって決定されることになります^{※1}。また、貸株料、品貸料及び金利は、金利情勢、株券調達状況等によって変動する場合がありますので、一般信用取引を利用されるお客様は当社にご確認ください。
- ・一般信用取引によって売買している株券等について株式分割による株式を受ける権利又は株主に対する新株予約権等の付与があり、権利落ちとなったときの処理や配当金の処理についても、証券金融

会社を通じた処理ができないため、お客様と当社との合意によることとなりますので、この点についても、事前に当社にご確認くださいようお願いいたします。

- ・ 一般信用取引は、貸借取引の利用を前提としない信用取引ですから、原則として、制度信用取引のように、証券金融会社における株券等の調達が困難になったという理由で制約を受けることはありませんが、当社の与信管理の都合上、あるいは売建玉について当社における株券等の調達が困難となった場合等において、当社が定める期日を返済期限として設定することがあります。この場合、当社が設定する返済期限を越えて一般信用取引を継続することはできません。この点についても、事前に当社にご確認くださいようお願いいたします。
- ・ 一般信用取引として始めた信用取引を途中で制度信用取引に変更したり、逆に制度信用取引として始めた信用取引を途中で一般信用取引に変更することはできません。

※1 その額は、その時々々の金利情勢、株券調達状況等に基づき決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

信用取引に係る金融商品取引契約の概要

当社における信用取引については、次の方法によります。

- ・ 顧客に信用を供与して行う株券等に係る取引所金融商品市場への注文の取次ぎ
- ・ 信用取引に係る委託保証金又は代用有価証券の管理

金融商品取引契約に関する租税の概要

＜個人のお客様について＞

- ・ 信用取引における配当落調整額は、上場株式等の譲渡所得等の金額を算出する際に加味されます。
- ・ 信用取引に係る上場株式等の譲渡による利益は、原則として、上場株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 信用取引に係る上場株式等の譲渡損益は、他の上場株式等(特定公社債等を含みます。)の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。

＜法人のお客様について＞

- ・ 買付けを行ったお客様が受け取る配当落調整額については、法人税に係る所得の計算上、買付けに係る対価の額から控除されます。売付けを行ったお客様が支払う配当落調整額については、法人税に係る所得の計算上、売付けに係る対価の額から控除されます。
- ・ 信用取引に係る上場株式等の譲渡による利益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額

に算入されます。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、野村ネット&コールにおいて信用取引を行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、本書面及び「信用取引規定(野村ネット&コール)」をよくお読みいただき、「信用取引口座設定約諾書(野村ネット&コール用)」、「包括再担保契約に基づく担保同意書」及び「信用取引に関する確認書(野村ネット&コール)」を当社に差し入れ、野村ネット&コールの信用取引口座を開設していただく必要があります。野村ネット&コールの信用取引に関する金銭・有価証券は、すべてこの口座を通して処理されます。なお、約諾書については十分お読みいただき、その写しを保管してください。
- ・ 野村ネット&コールの信用取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、口座の開設に応じられないこともあります。
- ・ 信用取引で売買の注文をなさる際は、必ず「信用取引であること及び新規建て・反対売買の別」を明示してください。また、その際、制度信用取引を行うのか、一般信用取引を行うのかの別も明示してください。なお、その際に決めた信用取引の種別については、途中で変更できませんので、注意してください。
- ・ 金融商品取引所は信用取引の過度の利用を未然に防止するため、日々公表銘柄制度を設け、日々公表銘柄に関するガイドラインに該当した銘柄を「日々公表銘柄」としてその信用取引残高を日々公表します。(『日々公表銘柄』の指定等に関するガイドライン)(別紙)参照)
- ・ お客様が当社に差し入れた委託保証金は、当社自身の財産とは分別して管理いたします。従って、万一、当社の経営が破綻した場合等であっても、委託保証金については、当社に対する債務を完全に履行している限り返還を受けることが可能です。
これに対して、信用取引によって買い付けた株券等及び信用取引によって株券等を売り付けた場合の代金については、このような分別管理の対象とはなっておりません。従って、万一、当社の経営が破綻した場合等においては、売り返済・買い返済及び現引き・現渡しによる信用取引の返済ができなくなり、金融商品取引所が定めた株価等をもって金銭により清算を行なうこととなる可能性等があります。この場合、お客様の当社に対する金銭の支払請求権には一切優先的地位が与えられませんので、信用取引において計算上利益が生じている場合であっても、これを受け取ることができない可能性があります。なお、当該債権は、投資者保護基金による補償対象にもなりませんので、あらかじめご承知おきください。
- ・ 適格機関投資家(これに類する外国法人を含む)が信用取引の売付けを行う場合及びそれ以外の投資家が行う信用取引の売付けのうち売付け1回あたりの数量が金融商品取引所の定める売買単

位の50倍を超える場合には、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」により価格規制を受けることとなりますので、注意してください。

- ・注文された信用取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、「取引報告書」を交付いたします。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社の野村ネット&コールカスタマーサポートまで直接ご連絡下さい。

当社の概要

商号等	野村証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 142 号
本店所在地	〒103-8011 東京都中央区日本橋 1-9-1
連絡先	野村ネット&コールカスタマーサポート 0120-142-855 (フリーダイヤルが利用できない場合は 042-303-8500)
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	100 億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成 13 年 5 月

○お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等について

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。

(連絡先 野村ネット&コール カスタマーサポート
0120-142-855 (フリーダイヤルが利用できない場合は 042-303-8500))

○指定紛争解決機関のご利用について

お取引についてのトラブル等は、以下のADR(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用が可能です。

(ADR機関のご利用に際して不明な点等ございましたら、上記の連絡先までご照会ください)

(特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005(フリーダイヤル))

注) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

(0328.16)

別紙

「日々公表銘柄」の指定等に関するガイドライン(指定基準)

(2013 年 1 月 1 日現在の東京証券取引所のガイドラインです。東京証券取引所の規則改正により内容が変更となる場合があります。他の金融商品取引所も同様のガイドラインを定めていますが、内容の一部に相違があります。)

株式会社東京証券取引所(以下「当取引所」という。)は、個別銘柄に係る信用取引の過度の利用を未然に防止するため、以下のとおり「日々公表銘柄」の指定等に関してガイドラインを設け、指定基準に該当した銘柄について「日々公表銘柄」に指定し、信用取引残高を日々公表する。

I. 指定基準

次に掲げる1. ～4. の基準のいずれかに該当した銘柄については、「日々公表銘柄」に指定する。

1. 残高基準

次のいずれかに該当する場合

- イ. 売残高の対上場株式数比率が 10%以上で、かつ、売残高の対買残高比率が 60%以上である場合
- ロ. 買残高の対上場株式数比率が 20%以上である場合

2. 信用取引売買比率基準

3 営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における 25 日移動平均株価との乖離が 30%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合(各営業日の売買高が 1,000 売買単位以上である場合に限る。)

- イ. 3 営業日連続して信用取引の新規売付比率が 20%以上である場合(各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価未満である場合に限る。)
- ロ. 3 営業日連続して信用取引の新規買付比率が 40%以上である場合(各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。)

3. 売買回転率基準

1 営業日の株価と当該営業日時点における25日移動平均株価との乖離が40%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- イ. 当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規売付比率が30%以上である場合(当該営業日の株価が当該営業日時点における25日移動平均株価未満である場合に限る。)
- ロ. 当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規買付比率が60%以上である場合(当該営業日の株価が当該営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。)

4. 特例基準

1. ～3. の基準のいずれにも該当しない場合において、当取引所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した場合

(注1) 売残高については、株式分割の場合等において行われるつなぎ売りによる一時的な増加分であると推定した数量を控除して基準への該当状況を判断することができる。

(注2) 1. については、当該基準に該当した場合であっても、当取引所が残高の推移を注視する必要があると判断した場合には、翌営業日における当該基準への該当を確認した後に指定することができる。

(注3) 1. については、当該基準に該当しない場合であっても、当取引所が信用取引の利用状況から翌営業日に当該基準の水準を大幅に上回ることが見込まれると判断した場合には、当該基準を適用することができる。

II. 解除基準

次に掲げる1. 及び2. の基準のすべてに該当した銘柄については、「日々公表銘柄」の指定を解除する。

1. 残高基準

次のイ. 及びロ. のすべてに該当した場合

イ. 5営業日連続して売残高の対上場株式数比率が8%未満である場合

ロ. 5営業日連続して買残高の対上場株式数比率が16%未満である場合

2. 株価基準

5営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が15%未満である場合

3. 特例基準

1. 及び2. の基準のすべてに該当している場合であっても、当取引所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した期間は、指定を解除しないことができる。

III. その他

- ・ 株券以外の上場有価証券については、株券に準じて取り扱うものとする。
- ・ 「株価」は、直近の最終価格(最終気配表示が行われているときは、当該気配表示値段)とする。
- ・ 「売買高」は、売買立会による売買高とする。
- ・ 「25日移動平均株価」とは、基準とする営業日を最終日とする連続した25営業日の株価の平均値(小数点以下第二位を四捨五入)をいう。ただし、株式分割等が行われた場合は、適宜修正を行うものとする。
- ・ 25日移動平均株価との乖離に係る指定基準に該当した場合における解除基準に係る株価基準の適用について、次に該当する日のときは乖離率にかかわらず15%未満とみなすものとする。

(1) 日々公表銘柄の指定時における株価が25日移動平均株価を超過していた場合において、各営業日の株価が25日移動平均株価未満である日

(2) 日々公表銘柄の指定時における株価が25日移動平均株価未満であった場合において、各営業日の株価が25日移動平均株価を超過している日

- ・「信用取引の新規売付比率」及び「信用取引の新規買付比率」とは、売買立会における信用取引による新規売付け及び新規買付けの数量の売買立会における売買高に対する比率をいう。なお、いずれも取引参加者証券会社の申告に基づいて集計するもので、事後的に取引参加者証券会社により訂正の申告が行われた場合には、当該訂正の内容を考慮しないこととする。

別紙

信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等に関するガイドライン

(2013 年 1 月 1 日現在の東京証券取引所のガイドラインです。東京証券取引所の規則改正により内容が変更となる場合があります。他の金融商品取引所も同様のガイドラインを定めていますが、内容の一部に相違があります。)

株式会社東京証券取引所(以下「当取引所」という。)は、個別銘柄に係る信用取引の利用が過度であると認める場合には、以下のガイドラインに基づき、当該銘柄の信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等を実施する。

I. 実施基準

1. 第一次措置の実施基準

日々公表銘柄に指定した銘柄のうち、次に掲げる(1)～(4)の基準のいずれかに該当した銘柄については、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の売付け又は買付けに係る委託保証金の率の引上げ等の措置を実施する。

(1) 残高基準

次のいずれかに該当する場合

- イ. 売残高の対上場株式数比率が 15%以上で、かつ、売残高の対買残高比率が 70%以上である場合
- ロ. 買残高の対上場株式数比率が 30%以上で、かつ、3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における 25 日移動平均株価との乖離が 30%以上(各営業日の株価が各営業日時点における 25 日移動平均株価を超過している場合に限る。)である場合
- ハ. 当取引所が「信用取引残高が継続的に増加している銘柄」として公表した日の翌月の応当日以降において、売残高の対上場株式数比率が 15%以上又は買残高の対上場株式数比率が 30%以上である場合

(2) 信用取引売買比率基準

- 3 営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における 25 日移動平均株価との乖離が 30%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合(各営業日の売買高が 1,000 売買単位以上である場合に限る。)
- イ. 3 営業日連続して信用取引の新規売付比率が 20%以上である場合(各営業日の株価が各営業日時点における 25 日移動平均株価未満である場合に限る。)
- ロ. 3 営業日連続して信用取引の新規買付比率が 40%以上である場合(各営業日の株価が各営業日時点における 25 日移動平均株価を超過している場合に限る。)

(3) 売買回転率基準

1営業日の株価と当該営業日時点における25日移動平均株価との乖離が40%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- イ. 当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規売付比率が30%以上である場合(当該営業日の株価が当該営業日時点における25日移動平均株価未満である場合に限る。)
- ロ. 当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規買付比率が60%以上である場合(当該営業日の株価が当該営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。)

(4) 特例基準

(1)～(3)の基準のいずれにも該当しない場合において、当取引所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した場合

2. 第二次措置の実施基準

第一次措置を実施している銘柄のうち、次に掲げる(1)～(4)の基準のいずれかに該当した銘柄については、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の売付け又は買付けに係る委託保証金の率のさらなる引上げ等の措置を実施する。

(1) 残高基準

次のいずれかに該当する場合

- イ. 売残高が第一次措置を実施した日における売残高と比べて 30%以上増加している場合で、かつ、売残高の対買残高比率が 80%以上である場合
- ロ. 買残高が第一次措置を実施した日における買残高と比べて 30%以上増加している場合で、かつ、3 営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における 25 日移動平均株価との乖離が 30%以上(各営業日の株価が各営業日時点における 25 日移動平均株価を超過している場合に限る。)である場合
- ハ. 第一次措置実施時に1. (1)残高基準ハ.に該当した場合で、売残高が第一次措置を実施した日における売残高と比べて 30%以上増加している場合、又は、買残高が第一次措置を実施した日における買残高と比べて 30%以上増加している場合

(2) 信用取引売買比率基準

- 3 営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における 25 日移動平均株価との乖離が 30%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合(各営業日の売買高が 1,000 売買単位以上である場合に限る。)
- イ. 3 営業日連続して信用取引の新規売付比率が 20%以上である場合(各営業日の株価が各営業日時点における 25 日移動平均株価未満である場合に限る。)
- ロ. 3 営業日連続して信用取引の新規買付比率が 40%以上である場合(各営業日の株価が各営業日時点における 25 日移動平均株価を超過している場合に限る。)

(3) 売買回転率基準

1 営業日の株価と当該営業日時点における25日移動平均株価との乖離が40%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ. 当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規売付比率が30%以上である場合(当該営業日の株価が当該営業日時点における25日移動平均株価未満である場合に限る。)

ロ. 当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規買付比率が60%以上である場合(当該営業日の株価が当該営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。)

(4) 特例基準

(1)及び(3)の基準のいずれにも該当しない場合において、当取引所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した場合

3. 第三次措置の実施基準

第二次措置を実施している銘柄のうち、次に掲げる(1)～(4)の基準のいずれかに該当した銘柄については、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の売付け又は買付けに係る委託保証金の率のさらなる引上げ等の措置を実施する。

(1) 残高基準

次のいずれかに該当する場合

イ. 売残高が第二次措置を実施した日における売残高と比べて 30%以上増加している場合で、かつ、売残高の対買残高比率が 90%以上である場合

ロ. 買残高が第二次措置を実施した日における買残高と比べて 30%以上増加している場合で、かつ、3 営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における 25 日移動平均株価との乖離が 30%以上(各営業日の株価が各営業日時点における 25 日移動平均株価を超過している場合に限る。)である場合

ハ. 第二次措置実施時に2. (1)残高基準ハ.に該当した場合で、売残高が第二次措置を実施した日における売残高と比べて 30%以上増加している場合、又は、買残高が第二次措置を実施した日における買残高と比べて 30%以上増加している場合

(2) 信用取引売買比率基準

3 営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における 25 日移動平均株価との乖離が 30%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合(各営業日の売買高が 1,000 売買単位以上である場合に限る。)

イ. 3 営業日連続して信用取引の新規売付比率が 20%以上である場合(各営業日の株価が各営業日時点における 25 日移動平均株価未満である場合に限る。)

ロ. 3 営業日連続して信用取引の新規買付比率が 40%以上である場合(各営業日の株価が各営業日時点における 25 日移動平均株価を超過している場合に限る。)

(3) 売買回転率基準

1 営業日の株価と当該営業日時点における 25 日移動平均株価との乖離が 40%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ. 当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規売付比率が 30%以上である場合(当該営業日の株価が当該営業日時点における 25 日移動平均株価未満である場合に限る。)

ロ. 当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規買付比率が 60%以上である場合(当該営業日の株価が当該営業日時点における 25 日移動平均株価を超過している場合に限る。)

(4) 特例基準

(1)～(3)の基準のいずれにも該当しない場合において、当取引所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した場合

4. 第四次措置の実施基準

第三次措置を実施している銘柄のうち、次に掲げる(1)～(4)の基準のいずれかに該当した銘柄については、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の売付け又は買付け(取引参加者証券会社による自己の信用売り又は信用買いを含む。)を禁止する。

(1) 残高基準

次のいずれかに該当する場合

イ. 売残高が第三次措置を実施した日における売残高と比べて 30%以上増加している場合で、かつ、売残高の対買残高比率が 100%以上である場合

ロ. 買残高が第三次措置を実施した日における買残高と比べて 30%以上増加している場合で、かつ、3 営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における 25 日移動平均株価との乖離が 30%以上(各営業日の株価が各営業日時点における 25 日移動平均株価を超過している場合に限る。)である場合

ハ. 第三次措置実施時に 3. (1) 残高基準ハ. に該当した場合で、売残高が第三次措置を実施した日における売残高と比べて 30%以上増加している場合、又は、買残高が第三次措置を実施した日における買残高と比べて 30%以上増加している場合

(2) 信用取引売買比率基準

3 営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における 25 日移動平均株価との乖離が 30%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合(各営業日の売買高が 1,000 売買単位以上である場合に限る。)

イ. 3 営業日連続して信用取引の新規売付比率が 20%以上である場合(各営業日の株価が各営業日時点における 25 日移動平均株価未満である場合に限る。)

ロ. 3 営業日連続して信用取引の新規買付比率が 40%以上である場合(各営業日の株価が各営業日時点における 25 日移動平均株価を超過している場合に限る。)

(3) 売買回転率基準

1 営業日の株価と当該営業日時点における 25 日移動平均株価との乖離が 40%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ. 当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規売付比率が 30%以上である場合(当該営業日の株価が当該営業日時点における 25 日移動平均株価未満である場合に限る。)

ロ. 当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規買付比率が 60%以上である場合(当該営業日の株価が当該営業日時点における 25 日移動平均株価を超過している場合に限る。)

(4) 特例基準

(1)～(3)の基準のいずれにも該当しない場合において、当取引所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した場合(注1)売残高については、株式分割の場合等において行われるつなぎ売りによる一時的な増加分であると推定した数量を控除して基準への該当状況を判断することができる。

(注2) 1. ～4. の各(1)については、当該基準に該当した場合であっても、当取引所が残高の推移を注視する必要があると判断した場合には、翌営業日における当該基準への該当を確認した後に実施することができる。

(注3) 1. ～4. の各(1)については、当該基準に該当しない場合であっても、当取引所が信用取引の利用状況から翌営業日に当該基準の水準を大幅に上回ることが見込まれると判断した場合には、当該基準を適用することができる。

(注4) 当取引所は、「日々公表銘柄」に指定された銘柄及び信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等を実施された銘柄のうち、売残高の対上場株式数比率が 15%以上又は買残高の対上場株式数比率が 30%以上である場合であって、当該銘柄の取引状況等を踏まえ必要と認めるときは、「信用取引残高が継続的に増加している銘柄」として公表することができる。

II. 委託保証金の率の引上げ等の措置の内容

委託保証金の率の引上げ等の措置は、第一次措置において以下の率を加えることとし、第二次措置以降は、直前の措置における引上げ後の率に以下の率を加えることとする。

委託保証金率 : 100 分の 20

うち現金担保分: 100 分の 20

なお、当取引所が信用取引の利用状況、銘柄の特性及び市況全般との関連性等を踏まえて必要と判断した場合には、措置の内容を変更することができる。

III. 解約基準

次に掲げる(1)及び(2)の基準のすべてに該当した銘柄については、委託保証金の率の引上げ等の

措置を解除する。

(1) 残高基準

次のイ. 及びロ. のすべてに該当する場合

イ. 5営業日連続して売残高の対上場株式数比率が12%未満である場合

ロ. 5営業日連続して買残高の対上場株式数比率が24%未満である場合

(2) 株価基準

5 営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が15%未満である場合

(3) 特例基準

(1) 及び(2) の基準のすべてに該当している場合であっても、当取引所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した期間は措置を解除しないことができる。

IV. その他

- ・ 株券以外の上場有価証券については、株券に準じて取り扱うものとする。
- ・ 「株価」は、直近の最終価格(最終気配表示が行われているときは、当該気配表示値段。)とする。
- ・ 「売買高」は、売買立会による売買高とする。
- ・ 「25日移動平均株価」とは、基準とする営業日を最終日とする連続した25営業日の株価の平均値(小数点以下第二位を四捨五入)をいう。ただし、株式分割等が行われた場合は、適宜修正を行うものとする。
- ・ 25日移動平均株価との乖離に係る実施基準に該当した場合の解除基準における株価基準の適用について、次に該当するときは乖離率にかかわらず15%未満とみなすものとする。
 - (1) 委託保証金の率の引上げ措置の実施時における株価が25日移動平均株価を超過していた場合において、各営業日の株価が25日移動平均株価未満であるとき
 - (2) 委託保証金の率の引上げ措置の実施時における株価が25日移動平均株価未満であった場合において、各営業日の株価が25日移動平均株価を超過しているとき
- ・ 「信用取引の新規売付比率」及び「信用取引の新規買付比率」とは、売買立会における信用取引による新規売付け及び新規買付の数量の売買立会における売買高に対する比率をいう。なお、いずれも取引参加者証券会社の申告に基づいて集計するもので、事後的に取引参加者証券会社により訂正の申告が行われた場合には、当該訂正の内容を考慮しないこととする。
- ・ 上記Ⅰ. ～Ⅲ. にかかわらず、信用取引の利用状況から当取引所が必要と判断した場合には、信用取引による売付け若しくは買付け(取引参加者証券会社による自己の信用売り又は信用買いを含む。)の制限又は禁止の措置を実施することができる。

野村ネット&コール 信用取引ルール

本ルールでは、野村ネット&コールにおける信用取引について説明しております。

野村ネット&コールでは、「制度信用取引」と「一般信用取引」を取扱っております。この 2 種類の信用取引は取扱銘柄、返済期限、金利、取引等にかかる制約が異なりますので、お取引いただく前に、内容を十分にご確認ください。

なお、信用取引をご注文される際は、信用取引であることを明示のうえ、「制度信用取引」か「一般信用取引」をご指定ください。

※制度信用取引と一般信用取引を混在して注文することはできません。

※制度信用取引の建玉を一般信用取引に、一般信用取引の建玉を制度信用取引に変更することはできません。

野村ネット&コールにおける信用取引は、インターネットにてお取引（口座開設、ご注文等）を受付けます（原則、お電話でのお取引は受付けておりません）。

1.野村ネット&コールの信用取引口座の開設

野村ネット&コールにおける信用取引のご利用にあたっては、野村ネット&コールの証券総合取引口座とは別に、信用取引口座の開設が必要です。

(1) 口座開設基準

- ・ 野村ネット&コールの証券総合取引口座を開設していること。
- ・ 満 20 歳以上 80 歳未満の個人のお客様であること。
- ・ 日本国内にお住まいであること。
- ・ 野村の証券取引約款（野村ネット&コール用）に定めるインターネットサービスの利用条件に合致し、インターネットを利用した取引を行っていただけること。
- ・ 取引報告書等の書面の電子交付等に承諾いただけること。
- ・ 「信用取引規定（野村ネット&コール）」、「野村ネット&コール 信用取引ルール」、および「信用取引の契約締結前交付書面（野村ネット&コール用）」の内容を確認し、信用取引の仕組みやリスク、当社の野村ネット&コール 信用取引のルール等について理解したうえで、自己の判断と責任によりお取引していただけること。
- ・ 「信用取引口座設定約諾書（野村ネット&コール用）」、「包括再担保契約に基づく担保同意書」、および「信用取引に関する確認書（野村ネット&コール）」を差し入れていただけること。
- ・ 投資方針・目的、および投資資金の性格が、信用取引の性格に合致していること。
- ・ 十分な年収または金融資産があること。

- ・ 電話および電子メールにより当社から常に連絡がとれること。
- ・ 証券会社の従業員等でないこと。
- ・ 野村信託銀行の野村 Web プラスローンを利用していないこと。

(2) 必要書類の差し入れ

次の書類を当社が指定する方法により差し入れていただきます。

- ・ 信用取引口座設定約諾書(野村ネット&コール用)
- ・ 包括再担保契約に基づく担保同意書
- ・ 信用取引に関する確認書(野村ネット&コール)

(3) 口座開設審査

野村ネット&コールの信用取引口座の開設申請後に、口座開設審査を行っております。

審査にあたり、当社が必要と判断した場合はお電話で確認させていただくことがあります。

口座開設基準を満たしていても審査によりご希望にそえないことがあります。当社はその理由については開示いたしませんのでご了承ください。

審査結果、口座開設完了のご連絡は電子メールで通知いたします。

※信用取引の建玉がない状態(野村ネット&コールの信用取引口座開設後、全くお取引がない状態も同様とします)が 6 ヶ月間以上継続しますと、野村ネット&コールの信用取引口座は閉鎖されることがあります。なお、信用取引口座閉鎖後、再度信用取引を行う場合には、改めて新規に信用取引口座を開設していただく必要があります。

2. 取扱銘柄、取扱市場

取扱銘柄は、金融商品取引所または当社の判断により取引規制や制限することがあります。

(1) 制度信用取引

次の各金融商品取引所により選定された「制度信用・貸借銘柄」を取扱います(ただし、当社が独自に取引を制限している銘柄を除きます)。

< 株式 >

- ・ 東京証券取引所 (1 部・2 部・マザーズ・JASDAQ)

< ETF (上場投資信託) >

- ・ 株式に準じます。

< REIT (不動産投資信託) >

- ・ 株式に準じます。

< ETN (指標連動証券) >

- ・株式に準じます。

<インフラファンド>

- ・株式に準じます。

※次の銘柄は取扱いしておりませんのでご了承ください。

- ・国内金融商品取引所上場の外国株式(ETF、REITを含む)
- ・国内金融商品取引所上場のETF、REIT、ETNの一部
- ・東証カントリーファンド
- ・優先株、子会社連動配当株
- ・証券保管振替機構の非取扱銘柄(日本銀行(出資証券))

(2) 一般信用取引

次の金融商品取引所に上場する銘柄のうち、当社が選定した銘柄を取扱います。

<株式>

- ・東京証券取引所（1部・2部・マザーズ・JASDAQ）
- ・名古屋証券取引所（1部・2部・セントレックス）
- ・福岡証券取引所（Q-Board含む）
- ・札幌証券取引所（アンビシャス含む）

<ETF(上場投資信託)>

- ・株式に準じます。

<REIT(不動産投資信託)>

- ・株式に準じます。

<ETN(指標連動証券)>

- ・株式に準じます。

<インフラファンド>

- ・株式に準じます。

※次の銘柄は取扱いしておりませんのでご了承ください。

- ・整理銘柄の新規建注文
- ・国内金融商品取引所上場の外国株式(ETF、REITを含む)
- ・国内金融商品取引所上場のETF、REIT、ETNの一部
- ・東証カントリーファンド
- ・優先株、子会社連動配当株
- ・証券保管振替機構の非取扱銘柄(日本銀行(出資証券))

(3) 取扱市場

各銘柄の新規建の際の注文市場は当社が定める優先市場となります。

※当社の優先市場は毎日見直します。注文画面は 22:00 頃に更新されます。

※反対売買の注文市場は、原則として新規建の市場となります。

3.手数料

(1)取引手数料(税込)

1.インターネット(パソコン・モバイル等)でのお取引の場合

お客様のお取引スタイルに応じた次の 2 つのプランよりご選択いただけます。

【そのつどプラン】

・1 注文ごと取引手数料を計算する方法です。

1 注文※	取引手数料(税込)	※同一日に同一銘柄について複数の注文が約定(成立)した場合でも注文ごと取引手数料が加算されます。 (1 注文の約定代金にかかわらず 515 円(税込))
1 注文あたり	515 円	

【まとめてプラン】

・1 日を通しての合計約定代金(制度信用取引と一般信用取引の合算)に対して取引手数料を計算する方法です。

1 日※の約定代金	取引手数料(税込)	※各営業日における金融商品取引所の取引開始から取引終了までを指します。
～300 万円	2,571 円	
～600 万円	5,142 円	
～900 万円	7,714 円	
900 万円超	10,285 円(一律)	

2.コールセンター(お電話)でのお取引の場合

電話によるご注文の場合には、「1.インターネット(パソコン・モバイル等)でのお取引の場合」で、ご選択されている取引手数料のプランとは関係なく、以下の取引手数料の料率が適用されます。

取引手数料(税込)	1 注文の約定代金の 1.404% 最低取引手数料 2,808 円
-----------	--------------------------------------

ご留意事項

※決済代金が手数料に満たない場合は、受渡代金がマイナスとなるため不足金額をご入金いただく必要があります。

※返済期日の当社任意決済、強制決済は、「1.インターネット(パソコン・モバイル等)でのお取引の場合」でご選択されているプランの取引手数料が適用されます。

※決済等により不足金額が発生し、ご入金いただけない場合の代用有価証券の当社任意売却では、「2.コールセンター(お電話)でのお取引の場合」の取引手数料の料率が適用されます。

※信用取引における「現引」「現渡」は、取引手数料はかかりません。

※手数料は、当社の判断により変更することがあります。

(2)信用取引にかかる諸費用

野村ネット&コールの信用取引においては、(1)取引手数料(税込)の他に次の諸費用が必要となります。

なお、野村ネット&コールの信用取引にかかる諸費用については、決済時に精算されます。

※諸費用の利率および料率は、直近の金利情勢や証券金融会社と証券会社の貸借金利の動向等に基づき当社が定めた率となります。また、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできませんので、野村ネット&コールウェブサイトにてご確認ください。

※諸費用の利率、料率、料金は、変更することがあります。

[1]信用金利

買建玉の場合は、その約定代金に対する買い方金利をお支払いいただき、売建玉の場合はその約定代金に対する売り方金利を受取ります。

買い方(売り方)金利額＝

新規建約定代金×買い方(売り方)金利率／100×日数／365

※日数は新規建受渡日から決済受渡日まで両端入れによって算出します。

※当社の野村ネット&コールにおいて信用金利が変更された場合、既存の建玉については、変更日から変更後の金利が適用されます。

※「制度信用」と「一般信用」では金利の率が異なる場合があります。

[2]貸株料

売り方(売建玉)については、その約定代金に対する貸株料をお支払いいただきます。

貸株料＝新規約定代金×貸株料率／100×日数／365

※日数は新規建受渡日から決済受渡日まで両端入れによって算出します。

※貸株料率に変更された場合、既存の建玉については、変更日から変更後の料率が適用されます。

[3]品貸料(逆日歩)

貸借取引において貸株残高が融資残高を超過して株不足が発生した場合、証券金融会社はその不足株数を機関投資家等から調達します。その際、発生した株券の調達費用を品貸料(逆日歩)といいます。

品貸料が発生した銘柄については、売り方は品貸料を支払い、買い方は受取ります。

品貸料は1株あたりの単価で計算されます。

品貸料＝

新規建受渡日から決済受渡日の前日までの期間における(品貸料×売建数)の累計

※一般信用取引における買い方(買建)の場合は、品貸料を受取ることはできません。

[4]管理費

信用新規建の約定日より1ヶ月ごとの応当日を経過する都度、管理費が発生します。

費用は1株(または1口)につき 10.8 銭(税込)です。

ただし、1ヶ月あたりの最低金額は 108 円(税込)、上限金額は 1,080 円(税込)となります。

※金融商品取引所が定める売買単位が 1 株である銘柄については 1 株につき 108 円(税込)となります。

[5]名義書換料

買建玉がある状態で当該銘柄の権利付最終日を越えた場合には、名義書換料が必要となります。

名義書換料は、最大で売買単位あたり 54 円(税込)です。

※大幅な株式分割が行われた場合などで、証券金融会社により調整が行われた場合には当該調整された料金とします。

4.信用新規建

信用取引で新規に建玉を建てる場合には、新規建時の建玉代金の 33%(委託保証金率)以上、かつ 30 万円(最低委託保証金)以上の額が必要です。

<制度信用取引>

・「信用新規買い」または「信用新規売り」となります。

<一般信用取引>

- ・「信用新規買い」のみとなります。

※信用新規建注文は「信用建限度額」の範囲内となります。

※「信用建限度額」とは、委託保証金現金と代用有価証券の評価額から算出した新規建が可能な額です。

※「指値注文」の場合は当該指値を、「成行注文」または執行条件が「不成」である注文の場合は、基準日の制限値幅の上限(ストップ高)の価格を元に計算します。ただし、「増担保銘柄」における信用新規売り注文の場合には、「指値注文」であっても、基準日の制限値幅の上限(ストップ高)の価格を元に計算しますので、ご注意ください。

※未約定の注文は、原則として訂正／取消が可能です。

5.返済

(1)返済期日

[1]返済期日

<制度信用取引>

- ・新規建日より6ヶ月目の応当日

※応当日が休日の場合は前営業日、応当日がない場合はその月末となります。

※当社の野村ネット&コールでは、返済期日の前営業日までに、「反対売買」「現引」「現渡」により決済をしていただきます。

※返済期日は、「返済期日の繰上げ」に該当する場合、繰上がります。

<一般信用取引>

- ・原則として、無期限

ただし、「返済期日の繰上げ」に該当する場合は返済期日を設定します。

※返済期日が設定された場合、当社の野村ネット&コールでは、返済期日の前営業日までに、「反対売買」「現引」「現渡」により決済をしていただきます。

【返済期日の繰上げ】

建玉の銘柄が次の措置に該当した場合は、当初の返済期日にかかわらず、返済期日が繰上がります。

- ・上場廃止(合併、株式交換、株式移転などは除く)

建玉が整理銘柄である場合、その銘柄の上場廃止日前営業日(最終売買日)が返済期日となります。

- ・合併、株式交換、株式移転による上場廃止

建玉が合併、株式交換、株式移転による上場廃止銘柄である場合、その銘柄の最終売買日が返済

期日となります。

- ・ 株式併合

建玉が株式併合銘柄である場合、その銘柄の併合前最終売買日が返済期日となります。

- ・ 有償増資、新株予約権の割当

有償増資、新株予約権の割当銘柄である場合、原則として権利付最終日が返済期日となります。

- ・ 株式分割(分割比率非整数倍)、株式無償割当て(割当比率非整数倍)

一般信用において分割比率が非整数倍の株式分割、割当比率が非整数倍の株式無償割当て銘柄である場合、原則として権利付最終日が返済期日となります

- ・ その他

当社独自の判断により、一定の催告期間(ただし、緊急かつやむを得ない理由がある場合は催告期間を設けないことができるものとします)を設定したうえで、当社が定める返済期日に変更できるものとします。

[2]返済期日の当社任意決済

- ・ 返済期日の前営業日までに決済されなかった場合は、返済期日に当社の任意により当該建玉を寄付にて反対売買により決済いたします。

※返済期日において、市場で値が付かない等の理由により建玉の決済ができなかった場合は、返済日当日に現引、現渡による決済をいたします。また、上場廃止銘柄、株式併合銘柄等については、返済期日当日に現引、現渡により決済させていただく場合があります。

※当社任意決済の際、決済損金等が発生し、委託保証金現金の範囲で充当できない場合は、当該受渡日までに不足金額をご入金していただきます。

(2)返済注文

信用取引における建玉の返済方法は、反対売買、現引、現渡となります。

<制度信用取引>

- ・ 反対売買(「売り返済」・「買い返済」)、「現引」、「現渡」

<一般信用取引>

- ・ 反対売買(「売り返済」)、「現引」

[1]反対売買

買建玉の場合は「売り返済」、売建玉の場合は「買い返済」を行い、差金により決済いただきます。

※返済注文は建玉の範囲内となります。

※返済注文の注文市場は、新規建を行った市場となります。

※返済注文時に返済建玉を指定しない場合は、建日の古い順、評価益の多い順に返済されます。

※未約定の注文は、原則として訂正／取消が可能です。

※反対売買により決済損金等が発生し、委託保証金現金の範囲で充当ができない場合は当該受

渡日までに不足金額をご入金していただきます。

[2]現引

「現引」とは、買建玉に対する買付代金相当額を支払うことにより現物株式等を引き取ることをいいます。

受渡金額＝買建価格×現引株数＋諸費用

※現引注文は、「現引可能額」の範囲内となります。

※「現引可能額」とは、委託保証金現金から信用取引の建玉を維持するために必要な金額を控除した額(最低委託保証金率 30%を超える部分)です。

※営業日 0:00～15:30 に受付けた注文は当日の決済(現引)となります。

※営業日 15:30～24:00 および営業日以外に受付けた注文は翌営業日の決済(現引)となります。

※営業日 15:30～翌営業日 8:30 に注文された現引注文については翌営業日 8:30 まで取消可能です。

※現引注文の訂正はできません。注文を取消後、再度ご注文ください。

[3]現渡

「現渡」とは、売建玉に対する貸付株券に現物株式を充当することにより受渡代金を受取ることを行います。

受渡金額＝売建価格×現渡株数－諸費用－譲渡益税

※現渡注文は、売建玉と同銘柄の単元株式で、当社の野村ネット&コールにおける保有残高(現物保有株式数(口数))の範囲内となります。

※営業日 0:00～15:30 に受付けた注文は当日の決済(現渡)となります。

※営業日 15:30～24:00 および営業日以外に受付けた注文は翌営業日の決済(現渡)となります。

※営業日 15:30～翌営業日 8:30 に注文された現渡注文については翌営業日 8:30 まで取消可能です。

※現渡注文の訂正はできません。注文を取消後、再度ご注文ください。

6.注文

(1)取引単位

売買単位の整数倍です。

(2)注文チャネル、注文受付時間

インターネット(野村ネット&コールウェブサイト、モバイルサイト、ノムラ・エクスプレス、野村株アプリ)にて、原則、24 時間 365 日ご注文を受付けます。

ただし、次の時間を除きます。

- ・ 営業日 各金融商品取引所大引け後～16:00 頃
※金融商品取引所上場銘柄において権利付最終日の銘柄がある場合は、各金融商品取引所大引け後～18:00 頃
- ・ 定時システムメンテナンス(ログイン不可)
＜ノムラ・エクスプレス、野村株アプリ＞
 - ・ 月曜日 3:15～5:00
 - ・ 火曜日～金曜日 5:45～6:15
 - ・ 土曜日 5:45～8:30
 - ・ 日曜日 3:15～5:00
- ・ 臨時システムメンテナンス時間
※条件付注文の注文受付時間は「野村ネット&コールにおける条件付注文取引ルール」(別紙)をご確認ください。

(3) 注文種類

- ・ 注文単価:指値、成行
 - ・ 執行条件:寄付、引け、不成
 - ・ 条件付注文:逆指値注文、上下指値注文、追跡逆指値注文、連続注文
- ※「成行」を指定している場合は「不成」の指定はできません。
- ※条件付注文については「野村ネット&コールにおける条件付注文取引ルール」(別紙)をご確認ください。

(4) 注文有効期間

- 当日限り、または発注日を含めて最長 10 営業日まで指定いただけます。
- ※「成行注文」および「寄付」、「引け」、「不成」の注文については当日限りとなります。期間指定はできません。
- ※指値注文を成行注文へ訂正を行った場合は、訂正を行った当日限り有効な注文となります。
- ※当日限りの場合、大引けまでの注文は当日の注文として、大引け後の注文は翌営業日の注文として受付けます。
- ※期間指定の指値注文が値幅制限外となった場合、原則として注文は失効されず、指定期間中に値幅制限内となれば金融商品取引所へ発注します。
- ※期間指定の注文であっても、金融商品取引所で失効となった注文は、翌営業日に引き継がず失効します。
- ※期間指定の注文が一部約定で大引けとなった場合、未約定分は、翌営業日に引き継がず失効します。
- ※期間指定の場合、権利付最終日、上場廃止日前営業日、取引停止期間前最終売買日(合併、株式交換、株式移転等)、株式併合前最終売買日を越えて指定することはできません。

※当社の判断により、有効期間が 10 営業日より短い期間指定となることがあります。

(5) 注文上限

[1] 注文上限

1 回の注文にかかる限度金額は 1 億円となります。

※上限は当社の判断により変更することがあります。

[2] 建玉限度額

建玉上限額は原則として 5 億円となります。

※建玉限度額はご希望により、所定の審査のうえ、当社が承認した場合に限り増額することができます。審査によりご希望にそえないことがあります。当社はその理由については開示いたしませんのでご了承ください。

7. 信用規制

特定の銘柄において相場の状況が過熱して信用残高が急騰するなど信用取引の利用が過度であると認められた場合は、信用取引の過度な利用および市況の過熱感を抑制する等の観点から信用取引の規制が行われます。

信用規制については、金融商品取引所等による規制措置のほか、当社の独自の判断により取引規制や制限を実施することがあります。また規制には、「個別銘柄規制」と「全面規制」があります。

※金融商品取引所等による規制措置が実施された銘柄、または当社が独自に指定した銘柄については、新規建注文を規制(制限)するほか、発注済のご注文を取消(失効)することがあります。

信用取引における主な取引規制は次のとおりです。

- ・ 増担保規制: 新規建玉に対して委託保証金を通常より多く差し入れていただきます。
- ・ 信用売建停止: 新規売建を停止します。
- ・ 現引停止: 現引を停止します。
- ・ 新規建停止: 新規建を停止します。
- ・ 即日預託銘柄の停止: 即日預託銘柄の新規建を停止します。
- ・ 二階建ての制限: 二階建ての制限を行います。
- ・ 代用有価証券の使用停止: 委託保証金の一部を現金担保で差し入れることを義務づけます。
- ・ 委託保証金率の引き上げ
- ・ 代用有価証券の掛目の引き下げ

8. 委託保証金

野村ネット&コールにおける信用取引の委託保証金は次のとおりです。

※委託保証金は、金融商品取引所等の取引規制または当社の判断により変更することがあります。

※お客様が当社において、野村ネット&コール以外の口座をお持ちであっても、委託保証金として当該口座から野村ネット&コールの信用取引口座への現金や有価証券の振替指示をお受けすることはできません。

(1) 委託保証金

野村ネット&コールにおいて信用取引を行うにあたって、担保として差し入れていただく委託保証金の額は、新規建時の建玉代金の 33% (委託保証金率) 以上、かつ 30 万円 (最低委託保証金) 以上の額が必要となります。

※野村ネット&コールの信用取引口座を開設されたお客様からお預かりする現金および有価証券については原則として全てを「委託保証金現金」、「委託保証金代用有価証券」(以下、「代用有価証券」といいます)といたします。なお、委託保証金現金には利息(金利)は付きません。

※委託保証金は全額、代用有価証券により差し入れることも可能です。

※信用取引を行うにあたっては、あらかじめ、委託保証金を差し入れる必要があります。

※信用取引の反対売買により利益が生じた場合、決済約定時に当該利益額を委託保証金として差し入れます。

【日計り取引の取扱い】

返済注文が約定した信用取引の委託保証金は、返済注文の約定時から他の信用取引に利用できません(他の信用取引の委託保証金として利用する場合、銘柄や回数に制限はありません)。

ただし、反対売買による返済注文のみが対象となり、現引・現渡による返済注文は対象外です。

※日計り取引による信用取引にかかる諸費用については、注文時に委託保証金から拘束せず、取引終了後の計上となります。予め委託保証金には余裕を持ってお取引ください。

(2) 最低委託保証金

30 万円

(3) 委託保証金率

建玉を建てる場合に必要となる委託保証金の割合を委託証拠金率といいます。野村ネット&コールの信用取引における委託保証金率は総建玉代金(制度信用取引と一般信用取引の建玉を合算)の 33%となります。

委託保証金は、委託保証金現金および代用有価証券を合計して計算します。

委託保証金率(%) =

(委託保証金現金合計 + 代用有価証券の評価額合計 - 諸費用(注 1))

÷ 未決済建玉評価損益合計(注 2) - 受渡未到来の決済損益合計)

÷ 建玉総額 × 100

(注 1) 取引手数料、信用金利、品貸料、管理費等、建玉にかかっている費用です。

(注 2) 「未決済建玉評価損益合計」が評価損(マイナス)の場合は差し引きます。

(評価益(プラス)の場合は考慮しません(ゼロとして計算))

(4) 最低委託保証金率

建玉を維持するのに必要となる委託保証金の割合を最低委託保証金率といいます。野村ネット&コールの信用取引における最低委託保証金率は、総建玉代金(制度信用取引と一般信用取引の建玉を合算)の 30%となります。

(5) 追加保証金

建玉の評価損の拡大、または代用有価証券の値下がり等により、取引終了後に計算される委託保証金率が最低委託保証金率(30%)または最低委託保証金(30 万円)を下回った場合は追加保証金となります。

追加保証金が生じた場合は、必要入金額(最低委託保証金率 30%かつ最低委託保証金 30 万円を回復する金額)を現金で差し入れていただきます。

[1] 追加保証金の発生

追加保証金が生じた場合は、追加保証金発生日の翌日 6:00 頃に値洗い確定し、野村ネット&コールウェブサイトに必要な入金額を表示しますので、日々必ずご確認ください。

なお、毎取引終了後(18:00 頃)に仮計算ベースで必要保証金額の速報値を算出します。

追加保証金の発生以後は、野村ネット&コールにおける次の取引を制限させていただきます。

- ・ 信用取引の新規建、現引
- ・ 現物取引の買付
- ・ 投資信託の買付
- ・ 外国株式の買付
- ・ 出金、振替出金、代用有価証券の移管出庫

※受入期日までに当社にてご入金の確認ができ次第、取引制限を解除します。

[2] 受入期日

追加保証金が生じた場合は、追加保証金発生日より起算して 2 営業日目(受入期日)までに必要入金額を現金でご入金ください。

※当社にて、受入期日 16:30 まで(即時入金の場合 15:00 まで)にご入金の確認ができた分までが当日ご入金扱いとなります。

※建玉の一部を反対売買した場合、当該建玉の建玉代金の 20%が追加委託保証金額から減額さ

れます。なお、現引・現渡の場合は減額されません。(減額の率については、変更することがあります)

※追加保証金が発生した場合、その後株価の値上がり等により委託保証金が最低委託保証金率(30%)かつ最低委託保証金(30万円)まで回復しても、必要入金額のご入金が必要となります。

※受入期日以降に当社にてご入金の確認ができて取引制限は解除されないことがあります。信用取引の再開をご希望の場合は野村ネット&コール カスタマーサポートまでお電話にてご連絡ください。審査のうえ、ご連絡となります。

[3]強制決済

追加保証金発生日より起算して 3 営業日目(受入期日の翌営業日)までに当社にてご入金の確認ができない場合は、追加保証金発生日より起算して原則 4 営業日目に強制決済となります。

お客様の野村ネット&コールにおける信用取引の全ての建玉を反対売買により決済いたします。

※追加保証金発生日より起算して 4 営業日目において、建玉の決済ができなかった場合は、翌営業日以降に反対売買による決済をさせていただきます。

※強制決済の際、決済損金が発生した場合は、代用有価証券を当社の任意で売却することにより充当させていただきます。当社が任意で売却しようとする代用有価証券が既にお客様により注文済みである場合、その売却注文の一部または全部を当社が任意で変更し注文する場合があります。

※受入期日以降に当社にてご入金の確認ができて取引制限は解除されないことがあります。野村ネット&コールにおいて信用取引の再開をご希望の場合は野村ネット&コールカスタマーサポートまでお電話にてご連絡ください。審査のうえ、ご連絡となります。

(6)代用有価証券

[1]代用有価証券適格銘柄等

当社が指定する上場株式等(ETF、REIT、ETN、インフラファンドを含みます。)

※投資信託(公募非上場投資信託)は代用有価証券として評価されません。

※原則として、代用有価証券の銘柄が上場廃止基準に該当(整理銘柄等)した場合、その該当した日から代用有価証券の対象から除外されます。

※信用取引においては、制度上、非課税口座(NISA(少額投資非課税制度))の対象外です。

非課税口座(NISA)で買付けた株式(現物取引)についても代用有価証券として取扱えません。

[2]掛目

野村ネット&コールにおいて委託保証金を有価証券により代用する場合の代用価格は次の有価証券の種類に応じて、前日時価にそれぞれの掛目を乗じた価格となります。

<掛目>

上場株券・・・・・・・・・・80%以下

上場投資信託、上場投資証券、指標連動証券・・・80%以下
(日経 300 上場投信、ETF、REIT、ETN、インフラファンドなど)

野村ネット&コールにおける代用有価証券の掛目については、市場の動向等により、金融商品取引所または当社の判断により変更することがありますのでご注意ください。

なお、当社の判断により代用有価証券の掛目の変更または除外(以下、「掛目の変更等」といいます)を行う事象は次のとおりです。掛目の変更等を行う場合には、あらかじめその内容をご通知し、変更後の掛目(または除外)の適用日につきましては、通知した日から起算して 5 営業日目以降の当社の定める日といたします。ただし、下記④の事象の場合において、当社が必要と認めたときには、通知した日の翌営業日から適用することができるものといたします。

- ①代用有価証券として差し入れている有価証券の発行会社が債務超過となった場合
- ②当社における信用取引建玉状況や代用有価証券の預りの状況に関して、著しい偏りが認められるなど、与信管理の観点から当社が不適当と判断した場合
- ③代用有価証券として差し入れている有価証券の出来高が僅少で流動性が確保できない状態が継続しているなど、決済リスクの観点から当社が不適当と判断した場合
- ④代用有価証券として差し入れている有価証券について、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生し、今後、株価が継続かつ大幅に下落することが予想され、当該銘柄の時価が本来の株価水準を反映していないことから保証金としての適切な評価を行うことができないと当社が認めた場合

なお、明らかに経営に重要な影響を与えると認められる事象等の事例としては、例えば次のようなケースが想定されます。

- ・ 重大な粉飾決算の疑いが発覚し、直近の株価の水準が粉飾されたとされる決算内容に基づき形成されていたと判断される場合
- ・ 業務上の取引等で経営に重大な影響を与える巨額な損失が発生した場合
- ・ 突発的な事故等により長期にわたり全ての業務が停止される場合
- ・ 行政庁による法令等に基づく処分または行政庁による法令違反に係る告発等により、全ての業務が停止される場合
- ・ その他上場廃止につながる可能性が非常に高い事象が発生した場合もしくは上場廃止が決定した場合

[3]評価

前日の終値(または最終気配値)となります。

評価額＝前日の終値×株数×掛目

※気配引けの有価証券については、買建玉および代用有価証券は最終約定値と最終気配値を比べて

低い値、売建玉は最終約定値と最終気配値を比べて高い値により評価いたします。

※評価額に少数値がある場合は、1円未満の端数を切り捨てます。

《二階建てについて》

信用買建玉と同一銘柄の代用有価証券を差し入れている状態いわゆる「二階建て」の場合、当該銘柄の株価が下がると信用買建玉の評価損と代用有価証券の評価損が同時に発生し、急激に委託保証金率が低下して追加保証金が発生する恐れがありますので、十分にご注意ください。

9. 不足金(委託保証金現金不足)

- ・ 反対売買、当社任意決済、および強制決済により委託保証金現金を上回る決済損金等が生じた場合は、当該受渡日までに不足金額を現金でご入金していただきます。当該受渡日に当社で入金確認ができない場合は、代用有価証券を当社の任意で売却することにより充当させていただきます。当社が任意で売却しようとする代用有価証券が既にお客様により注文済みである場合、その売却注文の一部または全部を当社が任意で変更し注文することがあります。また、以後の取引を制限させていただきますことがあります。
- ・ 配当落調整金により、不足金額が生じ、所定の入金期限までに当社で入金確認ができない場合も同様といたします。

10. 株式分割、株式無償割当て時の建玉の取扱い

信用取引の建玉銘柄が株式分割された場合、株式分割により生じる新株式が売買単位の整数倍になる分割(例 1:2、1:3)と整数倍とならない分割(例 1:1.2、1:1.5)とで権利処理等の方法が異なります。

※株式無償割当ては割当比率により、株式分割と同様の権利処理等となります。

(1) 分割比率が整数倍の場合(例 1:2、1:3)

建玉の「建株数」、「建単価」を株式分割の分割比率に応じて、売建玉または買建玉の数量を増加し、買建単価または売建単価を減額します。

- ・ 売建玉、買建玉ともに、分割比率を乗じた株数を分割後の売建数量または買建数量とします。
分割後建株数＝分割前建株数×分割比率
- ・ 売建玉、買建玉ともに、分割比率を乗じた価格を分割後の売建単価または買建単価とします。
分割後建単価＝分割前建単価÷分割比率

ただし(単価を分割比率で除した額が)上記計算の結果、分割後の建単価に円未満の端数が生じた場合の取扱は次のとおりとします。

- ・ 新株式に係る分割後の建単価＝上記計算結果の円未満を切り捨てた額
(計算結果が1円未満となる場合は「1円」とする)

- ・ 旧株式に係る分割後の建単価＝分割前建単価－(新株分割後建単価×新株割当率)

(2) 分割比率が整数倍ではない場合(例 1:1.2、1:1.5)

<制度信用取引の場合>

建玉の「建単価」は、証券金融会社より公表される権利入札の状況(権利処理価格)により調整され、建株数は変更されません。

- ・ 分割後の建単価は、次の計算式により算出されます。

$$\text{分割後建単価} = \text{分割前建単価} - \text{権利処理価格}$$

<一般信用取引の場合>

建玉の「建単価」は、原則として権利落ち日の寄付価格により調整され、建株数は変更されません。

- ・ 分割後の建単価は、次の計算式により算出されます。

$$\text{分割後建単価} = \text{分割前建単価} - \text{権利落ち日 寄付価格} \times \text{新株割当率}$$

- ・ 権利落ち日に寄付価格がない場合、権利入札の状況(権利処理価格)等を参考に当社で算出します。

※ 一般信用取引は、原則として返済期日が権利付最終日に繰上げられるため分割後の建単価の調整は発生しません。

11.信用取引配当金

信用取引での配当金は「配当落調整金」といい、1 株当たりの配当金額から源泉徴収額相当分を控除した額のことです。

- ・ 信用取引の建玉が決済されないまま、配当金の権利付最終日を越えた場合、当該発行会社の配当金支払時期に「配当落調整金」の授受が現金で行われます。
- ・ 配当落調整金の授受は野村ネット&コールの信用取引口座にて、買建玉(買い方)は受取り、売建玉(売り方)は支払います。
- ・ 配当落調整金の授受はすでに決済が完了した建玉に対しても発生します。売建玉を権利付最終日を越えて建てており、委託保証金現金により充当できない場合はご入金いただく必要がありますのでご注意ください。

※権利落ち日に「配当落調整金」相当額を委託保証金現金より拘束いたします。

12.現物取引

(1) 現物株式の買付け

現物株式の買付けは「買付限度額」の範囲内となります。

※「買付限度額」とは、現物株式や投資信託を買付けることのできる金額のことです。委託保証金現金から、委託保証金として拘束される現金を差し引いた額です。増担保・拘束金があれば、さらに差し引きます(最低委託保証金率 30%を超える部分となります)。

※代用有価証券適格銘柄の買付けは全て代用有価証券としてお預かりいたします。(ただし、非課税口座(NISA)での買付けは代用有価証券として取扱えません。)

※現物株式を買付けた場合、受渡日前営業日までは買付代金が委託保証金現金として評価され、受渡日から代用有価証券として評価されます。ただし、即日現金預託銘柄を買付けた場合は、受渡日前営業日までは買付代金が委託保証金現金として評価されず、受渡日から代用有価証券として評価されます。

(2) 現物株式(代用有価証券)の売却

現物株式の売却は、野村ネット&コールにおける保有残高(現物保有株式数(口数))の範囲内となります。

※現物株式を売却した場合、受渡日前営業日までは代用有価証券として評価され、受渡日から売却代金が委託保証金現金として評価されます。

13. 出金・振替出金、移管等

(1) 出金・振替出金

出金は「出金可能額」の範囲内となります。

・「出金可能額」とは、お預りしている委託保証金現金から、買付注文にかかる拘束金や委託保証金として拘束される金額を差し引いた金額です。(委託保証金率33%を超え、かつ30万円を超える部分となります。)

※建玉を決済した場合、その建玉に対する委託保証金現金は、決済約定時より出金・振替出金の指示が可能です。

(2) 代用有価証券の移管

原則として、株式等振替制度を利用した移管が可能です。

※ただし、移管出庫は「口座振替依頼書」を当社で受入れた時点で、「出金可能額」が移管する代用有価証券(現金換算)以上ある場合となります。

14. その他留意事項

(1) MRF の取扱い

野村ネット&コールの信用取引口座を開設されたお客様につきましては、MRF(マネー・リザーブ・ファンド)のお取扱いはできません。信用取引口座開設時に MRF 口座を解約させていただきます。なお、信用取引口座が閉鎖された場合、MRF 口座の再開のお申込みがあったものとして取扱います。

(2) 信用取引の制限

関係法令、諸規則、「信用取引口座設定約諾書(野村ネット&コール用)」、「信用取引の契約締結前
交付書面(野村ネット&コール用)」、および当社規定・取引ルール等を遵守されない場合には、その
後の取引を制限する場合があります。

お客様が満 80 歳となった日以降、原則として新規建の注文を制限します。

(3) 障害時の取扱い

野村ネット&コールの信用取引の注文等は、インターネットにて受付けます。システム障害時を含め、
原則として電話による注文等は受付けておりませんのでご了承ください。

以上

(0719.16)

野村ネット&コールにおける条件付注文取引ルール

条件付注文とは、注文の際に金融商品取引所へ注文を執行する条件(トリガー価格等)を付して設定する注文です(受注した注文は、条件に到達するまで待機し、条件に到達すると発動され金融商品取引所へ執行されます)。

1.条件付注文の種類

(1)逆指値注文

- ・ 株価が設定した価格(トリガー価格)と合致した時点で、注文を金融商品取引所へ執行する注文方法です。

(2)上下指値注文

- ・ 指値設定と逆指値設定の両方の注文を設定しておき、株価が設定したいいずれかの価格(トリガー価格)に合致した時点で、注文を金融商品取引所へ執行する注文方法です。

(3)追跡逆指値注文

- ・ 株価が設定した価格(目標値)を超えた後に、それ以降の高値または安値から指定した価格(反転値)分だけ下落または上昇した時点で、金融商品取引所へ執行する注文方法です。あわせて、逆指値の設定を行うことも可能です。

(4)連続注文

- ・ 売買両方の注文を設定しておくことで、1 次注文が約定した時点で、その反対となる 2 次注文を金融商品取引所へ執行する注文方法です。

※上記の株価には、約定値と特別気配を使用します。

2.対象商品

現物取引および信用取引でご利用いただけます。

3.対象銘柄

原則として、現物取引および信用取引の取扱銘柄に準じます。

ただし、新規上場銘柄(基準値段を適用する銘柄を除く)は、初値決定後(取引成立後)から条件付注文をご利用いただけます。

4.対象取引

条件付注文の種類によって注文いただける取引が異なります。

可能な取引は次のとおりです。

条件付注文		対象取引
(1) 逆指値注文		現物買い注文、現物売り注文、 信用新規建注文、信用返済注文
(2) 上下指値注文		現物売り注文、信用返済注文
(3) 追跡逆指値注文		現物売り注文、信用返済注文
(4) 連続注文	1 次注文	現物買い注文、信用新規建注文
	2 次注文	現物売り注文、信用返済注文

※信用取引には「制度信用取引」および「一般信用取引」を含みます。

5. 注文単価

原則として、現物取引および信用取引に準じます。

※追跡逆指値注文では指値設定と逆指値設定が可能ですが、指値設定における注文価格は「成行」のみとなります。

6. 執行条件

条件付注文の種類によって、設定可能な「執行条件」が異なります。

可能な設定は次のとおりです。

条件付注文		執行条件
(1) 逆指値注文		「指定なし」、「引け」、「不成」
(2) 上下指値注文	指値設定	「指定なし」、「引け」、「不成」
	逆指値設定	
(3) 追跡逆指値注文	指値設定	「指定なし」(成行)のみ
	逆指値設定	「指定なし」、「引け」、「不成」
(4) 連続注文	1 次注文	「指定なし」、「寄付」
	2 次注文	「指定なし」、「引け」、「不成」

※上下指値注文においては、「指値設定」と「逆指値設定」で同一の「執行条件」となります。

※連続注文に他の条件付注文を組み合わせた注文については、当該条件付注文の「執行条件」の設定となります。

7. 連続注文と条件付注文の組み合わせ

連続注文は、他の条件付注文を組み合わせる注文することが可能です。

可能な条件付注文の種類は次のとおりです。

- ・ 1 次注文には、「条件なし」または「逆指値注文」の設定が可能です。
- ・ 2 次注文には、「条件なし」または「逆指値注文」、「上下指値注文」、「追跡逆指値注文」の設定が可能です。

8. 値幅

条件付注文では、金融商品取引所と同様の値幅(制限値幅)の他に、繰越注文に対する値幅(繰越値幅)があります。

[1]制限値幅

制限値幅については、原則として現物取引および信用取引に準じます。

ただし、注文有効期間最終日に制限値幅外となる場合は、最終日の前営業日の取引終了後の夜間に失効となります。(制限値幅は、翌日基準値から算出されます。)

※制限値幅のチェック対象は、注文単価、トリガー価格、目標値となります。

[2]繰越値幅

条件が合致し金融商品取引所へ執行するまでの待機注文のための値幅となります。

待機中に繰越値幅から外れた注文は、失効となります。

(上下指値注文および追跡逆指値注文は、指値設定と逆指値設定の両方が繰越値幅から外れた場合は注文が失効となります。ただし、追跡逆指値注文については、待機中に目標値到達後は繰越値幅から外れた場合でも失効となりません。)

また、待機中の繰越値幅と金融商品取引所の制限値幅が異なるため、条件合致により金融商品取引所へ執行する際に、制限値幅から外れた注文は失効となります。

※繰越値幅のチェック対象は、トリガー価格、目標値となります。

9.注文有効期間

原則として、現物取引および信用取引に準じます。

ただし、条件に合致し金融商品取引所へ執行される際、「成行」および「執行条件あり」の注文は当日注文となります。(指値で執行条件「指定なし」の注文は指定した有効期間で金融商品取引所へ執行します。)

※条件付注文の注文有効期間は1つの期間設定となります。連続注文の1次注文・2次注文、上下指値注文の指値設定・逆指値設定等は別々に有効期間の設定はできません。

※連続注文にて、1次注文を「成行」または「執行条件あり」で設定し、注文有効期間を指定した場合、1次注文については金融商品取引所へ執行される際に当日注文となりますが、2次注文は指定の有効期間の注文として取扱います。

10.注文審査

[1]受注時の審査

- 条件付注文を受注する段階では、現物買い注文に対して「買付限度額」、信用新規建注文に対して「信用新規建限度額」の審査および拘束は行いません。また、現物売り注文に対して「現物保有残高」、信用返済注文に対して「保有建玉」の拘束も行いません。

ただし、売却可能数量、決済可能数量の範囲内となります。

[2]発動時の審査

- 条件合致により金融商品取引所へ執行する際に、現物買い注文に対して「買付限度額」、信用新規建注文に対して「信用新規建限度額」の審査および拘束を行います。また、現物売り注文に対して「現物保有残高」、信用返済注文に対して「信用建玉保有残高」の審査および拘束を行います。

※発動時の審査で現金不足、委託保証金不足、および保有株式不足、保有建玉不足の場合は失効となります。また、信用返済注文の場合、発注時に確定した建日・建単価の建玉が数量分ない場合、他に建玉を保有していても失効となります。

※発動時に制限値幅から外れた注文は失効となります。

11.注文失効

原則として、現物取引および信用取引に準じます。

ただし、上記 8. 値幅、10. 注文審査の失効の他、次の場合はご注意ください。

- ・ 上下指値注文および追跡逆指値注文については、「指値設定」または「逆指値設定」のいずれかが条件に合致した場合、条件に合致しなかった当該設定は失効となります。
- ・ 連続注文については、1 次注文が失効となった場合、2 次注文も失効となります。
- ・ 一部約定による失効
連続注文において 1 次注文が一部約定で大引けとなった場合、1 次注文の未約定分と 2 次注文は失効となります。
- ・ 引け値等で条件合致時の時間外による失効
引け値等で条件に合致し、執行するタイミングが現物取引・信用取引の受付時間外となった場合、失効されることがあります。

12.注文受付時間

原則として、現物取引および信用取引の取扱銘柄に準じます。

原則 24 時間 365 日ご注文を受付けます。

ただし、次の時間を除きます。

- ・ 定時システムメンテナンス(ログイン不可)
月曜日～金曜日 3:15～5:00
土曜日 5:45～8:30
土曜日 23:00～日曜日 6:00
- ・ 臨時システムメンテナンス時間

13.注文チャネル

条件付注文は、インターネットにてご注文を受付けます。(原則、お電話でのご注文は受付けておりません。)

- ・ 野村ネット&コールウェブサイトおよびノムラ・エクスプレス、野村株アプリ(スマホ専用アプリ)でご利用いただけます。

※野村株アプリでは逆指値注文のみご利用いただけます。

※モバイルサイトではご利用いただけません。

※システム障害時を含め、電話による注文等は受付けておりませんのでご了承ください。

14.その他留意事項

- ・ トリガーが未発動(待機中)の条件付注文は、モバイルサイトに表示されません。未発動の条件付注文の訂正・取消は野村ネット&コールウェブサイトおよびノムラ・エクスプレス、野村株アプリにてお願いいたします。

※野村株アプリでは、逆指値注文以外の条件付注文は表示されません。

※野村株アプリでは、逆指値注文のみ訂正・取消ができます。

- ・ 連続注文の1次注文を取消した場合、2次注文も取消となります。

以上
(0719.16)

「日々公表銘柄」の指定等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表

新	旧
株式会社東京証券取引所（以下「当取引所」という。）は、個別銘柄に係る信用取引の過度の利用を未然に防止するため、以下のとおり「日々公表銘柄」の指定等に関してガイドラインを設け、指定基準に該当した銘柄について「日々公表銘柄」に指定し、信用取引残高を日々公表する。 I. 指定基準 次に掲げる 1. ～ 4. の基準のいずれかに該当した銘柄については、「日々公表銘柄」に指定する。 1. ～ 4. （略） （削る） （注 1）（略） （注 2）（略） （注 3） 2. イ. については、<u>売買高又は信用取引の新規売付比率が当該基準に該当しない場合であっても、売買立会において、呼値の制限値幅の下限の値段で午後立会終了時にのみ売買が成立する場合又は売買が成立せず呼値の制限値幅の下限の値段が最終特別気配として表示されるときには、「売買高」とあるのは「売注文数量」と、「信用取引の新規売付比率」とあるのは「信用取引の新規売注文比率」と読み替えて適用するものとする。</u> （注 4） 2. ロ. については、<u>売買高又は信用取引の新規買付比率が当該基準に該当しない場合</u>	株式会社東京証券取引所（以下「当取引所」という。）は、個別銘柄に係る信用取引の過度の利用を未然に防止するため、以下のとおり「日々公表銘柄」の指定等に関してガイドラインを設け、指定基準に該当した銘柄について「日々公表銘柄」に指定し、信用取引残高を日々公表する。 I. 指定基準 次に掲げる 1. ～ 4. の基準のいずれかに該当した銘柄については、「日々公表銘柄」に指定する。 1. ～ 4. （略） （注 1）<u>売残高については、株式分割の場合等において行われるつなぎ売りによる一時的な増加分であると推定した数量を控除して基準への該当状況を判断することができる。</u> （注 2）（略） （注 3）（略） （新設） （新設）

であっても、売買立会において、呼値の制限値幅 の上限の値段で午後立会終了時にのみ売買が成立 する場合又は売買が成立せず呼値の制限値幅の 上限の値段が最終特別気配として表示されるとき には、「売買高」とあるのは「買注文数量」と、「信 用取引の新規買付比率」とあるのは「信用取引の新 規買注文比率」と読み替えて適用するものとする。	
(注5) 3. について、初値決定日の翌営業日以 降、上場日から起算して24営業日までの間に おいては、「当該営業日時点における25日移 動平均株価」とあるのは、「初値決定日の株価」 と読み替えて適用するものとする(3.イ.に ついては、当該営業日の株価が呼値の制限値幅 の下限の値段である場合に限るものとし、3. ロ.については、当該営業日の株価が呼値の制 限値幅の上限の値段である場合に限るものとす る。)。	(新設)
II. 解除基準 次に掲げる1. 及び2. の基準のすべてに該 当した銘柄については、「日々公表銘柄」の指 定を解除する。 1. ～3. (略)	II. 解除基準 次に掲げる1. 及び2. の基準のすべてに該 当した銘柄については、「日々公表銘柄」の指 定を解除する。 1. ～3. (略)
(注1) 25日移動平均株価との乖離に係る指定 基準に該当した場合の解除基準における株価基 準の適用について、次に該当するときは乖離率 にかかわらず15%未満とみなすものとする。 (1) 指定基準の該当日における株価が25日 移動平均株価を超過していた場合において、 各営業日の株価が25日移動平均株価未満で あるとき (2) 指定基準の該当日における株価が25日 移動平均株価未満であった場合において、各 営業日の株価が25日移動平均株価を超過し	(新設)

<u>ているとき</u> (注2) <u>初値決定日の株価との乖離に係る指定基準に該当した場合の解除基準における株価基準について、上場日から起算して10営業日以降24営業日までの間においては、「25日移動平均株価」とあるのは「上場来移動平均株価」と読み替え、次に該当するときは乖離率にかかわらず15%未満とみなすものとする。</u> <u>(1) 指定基準の該当日における株価が初値決定日の株価を超過していた場合において、各営業日の株価が上場来移動平均株価未満であるとき</u> <u>(2) 指定基準の該当日における株価が初値決定日の株価未満であった場合において、各営業日の株価が上場来移動平均株価を超過しているとき</u>	(新設)
(注3) <u>上場廃止が決定された銘柄については、指定を解除することができる。</u> Ⅲ. その他 - 株券以外の上場有価証券については、株券に準じて取り扱うものとする。 「株価」は、直近の最終価格（最終気配表示が行われているときは、当該気配表示値段）とする。 「売買高」は、売買立会による売買高とする。 「25日移動平均株価」とは、基準とする営業日を最終日とする連続した25営業日の株価の平均値（小数点以下第二位を四捨五入する。）をいう。ただし、株式分割等が行われた場合は、適宜修正を行うものとする。 「上場来移動平均株価」とは、<u>上場日から基準とする営業日までの株価の平均値（小数点以下第二位を四捨五入する。）をいう。ただし、株式分割等が行われた場合は、適宜修正を行うものとする。</u> (削る)	(新設) Ⅲ. その他 - 株券以外の上場有価証券については、株券に準じて取り扱うものとする。 「株価」は、直近の最終価格（最終気配表示が行われているときは、当該気配表示値段）とする。 「売買高」は、売買立会による売買高とする。 「25日移動平均株価」とは、基準とする営業日を最終日とする連続した25営業日の株価の平均値（小数点以下第二位を四捨五入）をいう。ただし、株式分割等が行われた場合は、適宜修正を行うものとする。 (新設) 25日移動平均株価との乖離に係る指定基準に

・「信用取引の新規売付比率」及び「信用取引の新規買付比率」とは、売買立会における信用取引による新規売付け及び新規買付けの数量（<u>売買が成立したものに限る。</u>）の売買高に対する比率をいう。 ・「<u>売注文数量</u>」及び「<u>買注文数量</u>」とは、午後立会終了時における、呼値の制限値幅の下限の値段の<u>売呼値（成行呼値を含む。）の数量及び呼値の制限値幅の上限の値段の買呼値（成行呼値を含む。）の数量をいう（いずれも売買立会のものに限る。）。</u> ・「<u>信用取引の新規売注文比率</u>」及び「<u>信用取引の新規買注文比率</u>」とは、午後立会終了時における、呼値の制限値幅の下限の値段の信用取引による新規売呼値（成行呼値を含む。）の数量の<u>売注文数量に対する比率及び呼値の制限値幅の上限の値段の信用取引による新規買呼値（成行呼値を含む。）の数量の買注文数量に対する比率をいう（いずれも売買立会のものに限る。）。</u> ・信用取引の新規売付比率及び信用取引の新規買付比率、売注文数量及び買注文数量並びに信用取	<u>該当した場合における解除基準に係る株価基準の適用について、次に該当する日のときは乖離率にかかわらず15%未満とみなすものとする。</u> <u>（1）日々公表銘柄の指定時における株価が25日移動平均株価を超過していた場合において、各営業日の株価が25日移動平均株価未満である日</u> <u>（2）日々公表銘柄の指定時における株価が25日移動平均株価未満であった場合において、各営業日の株価が25日移動平均株価を超過している日</u> ・「信用取引の新規売付比率」及び「信用取引の新規買付比率」とは、売買立会における信用取引による新規売付け及び新規買付けの数量の<u>売買立会における売買高に対する比率をいう。なお、いずれも取引参加者証券会社の申告に基づいて集計するもので、事後的に取引参加者証券会社により訂正の申告が行われた場合には、当該訂正の内容を考慮しないこととする。</u> （新設） （新設）
---	--

<u>引の新規売注文比率及び信用取引の新規買注文比率は、いずれも取引参加者である証券会社の申告に基づいて集計するもので、事後的に取引参加者である証券会社により訂正の申告が行われた場合には、当該訂正の内容を考慮しないこととする。</u> 以 上 （平成 2 9 年 2 月 1 日実施）	以 上 （平成 2 5 年 1 月 1 日実施）
--	---

信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表

新	旧
株式会社東京証券取引所（以下「当取引所」という。）は、個別銘柄に係る信用取引の利用が過度であると認める場合には、以下のガイドラインに基づき、当該銘柄の信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等を実施する。 I. 実施基準 1. （略） 2. 第二次措置の実施基準 第一次措置を実施している銘柄のうち、次に掲げる（１）～（４）の基準のいずれかに該当した銘柄については、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の売付け又は買付けに係る委託保証金の率のさらなる引上げ等の措置を実施する。 （１）残高基準 次のいずれかに該当する場合 イ. <u>売残高の対上場株式数比率が２０％以上（売残高が第一次措置の実施基準該当日における売残高と比べて上場株式数の２．５％以上増加している場合に限る。）で、かつ、売残高の対買残高比率が８０％以上である場合</u> ロ. <u>買残高の対上場株式数比率が４０％以上（買残高が第一次措置の実施基準該当日における買残高と比べて上場株式数の５％以上増加している場合に限る。）で、かつ、３営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における２５日移動平均株価との乖離が３０％以上（各営業日の株価が各営業日時点における２５日移動平均株価を超過している場合に限る。）で</u>	株式会社東京証券取引所（以下「当取引所」という。）は、個別銘柄に係る信用取引の利用が過度であると認める場合には、以下のガイドラインに基づき、当該銘柄の信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等を実施する。 I. 実施基準 1. （略） 2. 第二次措置の実施基準 第一次措置を実施している銘柄のうち、次に掲げる（１）～（４）の基準のいずれかに該当した銘柄については、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の売付け又は買付けに係る委託保証金の率のさらなる引上げ等の措置を実施する。 （１）残高基準 次のいずれかに該当する場合 イ. <u>売残高が第一次措置を実施した日における売残高と比べて３０％以上増加している場合で、かつ、売残高の対買残高比率が８０％以上である場合</u> ロ. <u>買残高が第一次措置を実施した日における買残高と比べて３０％以上増加している場合で、かつ、３営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における２５日移動平均株価との乖離が３０％以上（各営業日の株価が各営業日時点における２５日移動平均株価を超過している場合に限る。）で</u>

日時点における 25 日移動平均株価を超過している場合に限る。) である場合 ハ. 第一次措置実施時に 1. (1) 残高基準ハ. に該当した場合で、<u>売残高の対上場株式数比率が 20 % 以上 (売残高が第一次措置の実施基準該当日における売残高と比べて上場株式数の 2.5 % 以上増加している場合に限る。)</u> である場合、又は、<u>買残高の対上場株式数比率が 40 % 以上 (買残高が第一次措置の実施基準該当日における買残高と比べて上場株式数の 5 % 以上増加している場合に限る。)</u> である場合 (2) ~ (4) (略) 3. 第三次措置の実施基準 第二次措置を実施している銘柄のうち、次に掲げる (1) ~ (4) の基準のいずれかに該当した銘柄については、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の売付け又は買付けに係る委託保証金の率のさらなる引上げ等の措置を実施する。 (1) 残高基準 次のいずれかに該当する場合 イ. <u>売残高の対上場株式数比率が 25 % 以上 (売残高が第二次措置の実施基準該当日における売残高に比べて上場株式数の 2.5 % 以上増加している場合に限る。)</u> で、かつ、<u>売残高の対買残高比率が 90 % 以上</u> である場合	ある場合 ハ. 第一次措置実施時に 1. (1) 残高基準ハ. に該当した場合で、<u>売残高が第一次措置を実施した日における売残高と比べて 30 % 以上増加している場合、又は、買残高が第一次措置を実施した日における買残高と比べて 30 % 以上増加している場合</u> (2) ~ (4) (略) 3. 第三次措置の実施基準 第二次措置を実施している銘柄のうち、次に掲げる (1) ~ (4) の基準のいずれかに該当した銘柄については、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の売付け又は買付けに係る委託保証金の率のさらなる引上げ等の措置を実施する。 (1) 残高基準 次のいずれかに該当する場合 イ. <u>売残高が第二次措置を実施した日における売残高と比べて 30 % 以上増加している場合で、かつ、売残高の対買残高比率が 90 % 以上</u> である場合
--	--

ロ. 買残高の対上場株式数比率が50%以上
(買残高が第二次措置の実施基準該当日に
おける買残高に比べて上場株式数の5%以
上増加している場合に限る。)で、かつ、
3営業日連続して各営業日の株価と各営業
日時点における25日移動平均株価との乖
離が30%以上(各営業日の株価が各営業
日時点における25日移動平均株価を超過
している場合に限る。)である場合

ハ. 第二次措置実施時に2. (1) 残高基準
ハ. に該当した場合で、売残高の対上場株式
数比率が25%以上(売残高が第二次措置の
実施基準該当日における売残高と比べて上
場株式数の2.5%以上増加している場合
に限る。)である場合、又は、買残高の対上場
株式数比率が50%以上(買残高が第二次措
置の実施基準該当日における買残高と比べ
て上場株式数の5%以上増加している場合
に限る。)である場合

(2) ~ (4) (略)

4. 第四次措置の実施基準

第三次措置を実施している銘柄のうち、次に
掲げる(1) ~ (4)の基準のいずれかに該当
した銘柄については、該当を確認した日の翌営
業日以降の信用取引による新規の売付け又は買
付け(取引参加者証券会社による自己の信用売
り又は信用買いを含む。)を禁止する。

(1) 残高基準

次のいずれかに該当する場合

イ. 売残高の対上場株式数比率が30%以上
(売残高が第三次措置の実施基準該当日に
おける売残高と比べて上場株式数の2.
5%以上増加している場合に限る。)で、
かつ、売残高の対買残高比率が100%以
上である場合

ロ. 買残高が第二次措置を実施した日におけ
る買残高と比べて30%以上増加している
場合で、かつ、3営業日連続して各営業日
の株価と各営業日時点における25日移動
平均株価との乖離が30%以上(各営業日
の株価が各営業日時点における25日移動
平均株価を超過している場合に限る。)で
ある場合

ハ. 第二次措置実施時に2. (1) 残高基準
ハ. に該当した場合で、売残高が第二次措置
を実施した日における売残高と比べて3
0%以上増加している場合、又は、買残高
が第二次措置を実施した日における買残高
と比べて30%以上増加している場合

(2) ~ (4) (略)

4. 第四次措置の実施基準

第三次措置を実施している銘柄のうち、次に
掲げる(1) ~ (4)の基準のいずれかに該当
した銘柄については、該当を確認した日の翌営
業日以降の信用取引による新規の売付け又は買
付け(取引参加者証券会社による自己の信用売
り又は信用買いを含む。)を禁止する。

(1) 残高基準

次のいずれかに該当する場合

イ. 売残高が第三次措置を実施した日におけ
る売残高と比べて30%以上増加している
場合で、かつ、売残高の対買残高比率が1
00%以上である場合

ロ. <u>買残高の対上場株式数比率が60%以上（買残高が第三次措置の実施基準該当日における買残高と比べて上場株式数の5%以上増加している場合に限る。）</u>で、かつ、3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が30%以上（各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。）である場合 ハ. 第三次措置実施時に3.（1）残高基準ハ.に該当した場合で、<u>売残高の対上場株式数比率が30%以上（売残高が第三次措置の実施基準該当日における売残高と比べて上場株式数の2.5%以上増加している場合に限る。）</u>である場合、又は、<u>買残高の対上場株式数比率が60%以上（買残高が第三次措置の実施基準該当日における買残高と比べて上場株式数の5%以上増加している場合に限る。）</u>である場合 （2）～（4）（略） （削る） （注1）（略） （注2）（略） （注3）（略） （注4）1.～4.の各（2）イ.については、<u>売買高又は信用取引の新規売付比率が当該基準に該当しない場合であっても、売買立会において、呼値の制限値幅の下限の値段で午後立会終了時にのみ売買が成立する場合又は売買が成立せず呼値の制限値幅の下限の値段が最終特別気配として表示されるときには、「売買高」とあるのは「売注文数量」と、「信用取引の新規売付比率」とある</u>	ロ. <u>買残高が第三次措置を実施した日における買残高と比べて30%以上増加している場合で、かつ、3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が30%以上（各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。）</u>である場合 ハ. 第三次措置実施時に3.（1）残高基準ハ.に該当した場合で、<u>売残高が第三次措置を実施した日における売残高と比べて30%以上増加している場合、又は、買残高が第三次措置を実施した日における買残高と比べて30%以上増加している場合</u> （2）～（4）（略） （注1）<u>売残高については、株式分割の場合等において行われるつなぎ売りによる一時的な増加分であると推定した数量を控除して基準への該当状況を判断することができる。</u> （注2）（略） （注3）（略） （注4）（略） （新設）
--	---

のは「信用取引の新規売注文比率」と読み替えて適用するものとする。	
(注5) 1. ～ 4. の各 (2) ロ. については、 <u>売買高又は信用取引の新規買付比率が当該基準に該当しない場合であっても、売買立会において、呼値の制限値幅の上限の値段で午後立会終了時にのみ売買が成立する場合又は売買が成立せず呼値の制限値幅の上限の値段が最終特別気配として表示されるときには、「売買高」とあるのは「買注文数量」と、「信用取引の新規買付比率」とあるのは「信用取引の新規買注文比率」と読み替えて適用するものとする。</u>	(新設)
(注6) 1. ～ 4. の各 (3) について、初値決定日の翌々営業日以降、上場日から起算して24営業日までの間においては、「当該営業日時点における25日移動平均株価」とあるのは、 1. (3) の場合には「日々公表銘柄の指定に係る基準該当日の株価」と、2. ～ 4. の各 (3) の場合には「直前の措置に係る実施基準該当日の株価」と読み替えて適用するものとする(1. ～ 4. の各 (3) イ. については、当該営業日の株価が呼値の制限値幅の下限の値段であり、かつ、当該営業日の前日までに行われた日々公表銘柄の指定又は措置に係る該当基準がいずれも売買回転率基準ロ. でない場合に限るものとし、1. ～ 4. の各 (3) ロ. については、当該営業日の株価が呼値の制限値幅の上限の値段であり、かつ、当該営業日の前日までに行われた日々公表銘柄の指定又は措置に係る該当基準がいずれも売買回転率基準イ. でない場合に限るものとする。) 。	(新設)
II. (略)	II. (略)
III. 解除基準 次に掲げる (1) 及び (2) の基準のすべて	III. 解除基準 次に掲げる (1) 及び (2) の基準のすべて

に該当した銘柄については、委託保証金の率の引上げ等の措置を解除する。 (1) ～ (3) (略)	に該当した銘柄については、委託保証金の率の引上げ等の措置を解除する。 (1) ～ (3) (略)
(注1) 25日移動平均株価との乖離に係る実施基準に該当した場合の解除基準における株価基準の適用について、次に該当するときは乖離率にかかわらず15%未満とみなすものとする。 (1) 実施基準の該当日における株価が25日移動平均株価を超過していた場合において、各営業日の株価が25日移動平均株価未満であるとき (2) 実施基準の該当日における株価が25日移動平均株価未満であった場合において、各営業日の株価が25日移動平均株価を超過しているとき	(新設)
(注2) 直前に行われた日々公表銘柄の指定又は措置に係る基準該当日の株価との乖離に係る実施基準に該当した場合の解除基準における株価基準について、上場日から起算して10営業日以降24営業日までの間においては、「25日移動平均株価」とあるのは「上場来移動平均株価」と読み替え、次に該当するときは乖離率にかかわらず15%未満とみなすものとする。 (1) 実施基準の該当日における株価が直前に行われた日々公表銘柄の指定又は措置に係る基準該当日の株価を超過していた場合において、各営業日の株価が上場来移動平均株価未満であるとき (2) 実施基準の該当日における株価が直前に行われた日々公表銘柄の指定又は措置に係る基準該当日の株価未満であった場合において、各営業日の株価が上場来移動平均株価を超過しているとき	(新設)
(注3) 上場廃止が決定された銘柄については、委託保証金の率の引上げ等の措置を解除すること	(新設)

<u>とができる。</u> IV. その他 ・株券以外の上場有価証券については、株券に準じて取り扱うものとする。 ・「株価」は、直近の最終価格（最終気配表示が行われているときは、当該気配表示値段。）とする。 ・「売買高」は、売買立会による売買高とする。 ・「25日移動平均株価」とは、基準とする営業日を最終日とする連続した25営業日の株価の平均値（小数点以下第二位を四捨五入する。）をいう。ただし、株式分割等が行われた場合は、適宜修正を行うものとする。 ・「上場来移動平均株価」とは、上場日から基準とする営業日までの株価の平均値（小数点以下第二位を四捨五入する。）をいう。ただし、株式分割等が行われた場合は、適宜修正を行うものとする。 （削る） ・「信用取引の新規売付比率」及び「信用取引の新規買付比率」とは、売買立会における信用取引による新規売付け及び新規買付けの数量（<u>売買が成立したものに限る。</u>）の売買高に対する	IV. その他 ・株券以外の上場有価証券については、株券に準じて取り扱うものとする。 ・「株価」は、直近の最終価格（最終気配表示が行われているときは、当該気配表示値段。）とする。 ・「売買高」は、売買立会による売買高とする。 ・「25日移動平均株価」とは、基準とする営業日を最終日とする連続した25営業日の株価の平均値（小数点以下第二位を四捨五入）をいう。ただし、株式分割等が行われた場合は、適宜修正を行うものとする。 （新設） ・25日移動平均株価との乖離に係る実施基準に該当した場合の解除基準における株価基準の適用について、次に該当するときは乖離率にかかわらず15%未満とみなすものとする。 （1）委託保証金の率の引上げ措置の実施時における株価が25日移動平均株価を超過していた場合において、各営業日の株価が25日移動平均株価未満であるとき （2）委託保証金の率の引上げ措置の実施時における株価が25日移動平均株価未満であった場合において、各営業日の株価が25日移動平均株価を超過しているとき ・「信用取引の新規売付比率」及び「信用取引の新規買付比率」とは、売買立会における信用取引による新規売付け及び新規買付けの数量の<u>売買立会における</u>売買高に対する比率をいう。<u>な</u>
--	---

比率をいう。	<u>お、いずれも取引参加者証券会社の申告に基づいて集計するもので、事後的に取引参加者証券会社により訂正の申告が行われた場合には、当該訂正の内容を考慮しないこととする。</u>
・「<u>売注文数量</u>」及び「<u>買注文数量</u>」とは、午後立会終了時における、呼値の制限値幅の下限の値段の<u>売呼値（成行呼値を含む。）の数量及び呼値の制限値幅の上限の値段の買呼値（成行呼値を含む。）の数量をいう（いずれも売買立会のものに限る。）。</u>	(新設)
・「<u>信用取引の新規売注文比率</u>」及び「<u>信用取引の新規買注文比率</u>」とは、午後立会終了時における、呼値の制限値幅の下限の値段の信用取引による新規<u>売呼値（成行呼値を含む。）の数量の売注文数量に対する比率及び呼値の制限値幅の上限の値段の信用取引による新規買呼値（成行呼値を含む。）の数量の買注文数量に対する比率をいう（いずれも売買立会のものに限る。）。</u>	(新設)
・<u>信用取引の新規売付比率及び信用取引の新規買付比率、売注文数量及び買注文数量並びに信用取引の新規売注文比率及び信用取引の新規買注文比率は、いずれも取引参加者である証券会社の申告に基づいて集計するもので、事後的に取引参加者である証券会社により訂正の申告が行われた場合には、当該訂正の内容を考慮しないこととする。</u>	(新設)

・上記Ⅰ．～Ⅲ．にかかわらず、信用取引の利用状況から当取引所が必要と判断した場合には、信用取引による売付け若しくは買付け（取引参加者証券会社による自己の信用売り又は信用買いを含む。）の制限又は禁止の措置を実施することができる。 以 上 （平成２９年２月１日実施）	・上記Ⅰ．～Ⅲ．にかかわらず、信用取引の利用状況から当取引所が必要と判断した場合には、信用取引による売付け若しくは買付け（取引参加者証券会社による自己の信用売り又は信用買いを含む。）の制限又は禁止の措置を実施することができる。 以 上 （平成２５年１月１日実施）
---	---